

各位

2012年9月25日

消費者庁からの措置命令に関するお詫びとお知らせ

平素は格別のご愛顧を賜り厚く御礼申し上げます。

この度弊社は、2012年8月31日 消費者庁より不当景品類及び不当表示防止法第4条第1項第1号に違反するものとして、同法第6条に基づく措置命令を受けました。

弊社は、弊社商品「DRソニック L・I」と称する美容機器を販売するに当たり、弊社発行の会員様向け会報誌の中で、例えば、平成23年12月5日発行の「Ci: Lover 2011年年末増刊号」において、「微細な振動が角質層を通して真皮層も活性化。新陳代謝が促され、肌の弾力を支えるエラスチンやコラーゲンの産生をサポートします。」等と記載するなど本商品を使用することにより、細胞の活性化、脂肪分解効果、殺菌効果、肌の汚れの除去効果又は肌への美容成分の浸透効果が得られると認識される表示をしていました。

かかる表示について、不当景品類及び不当表示防止法第4条第2項の規定に基づく消費者庁からの求めに従い、資料を提出しましたが、当該資料は当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものであるとは認められないと判断されたものであり、当該表示は、「DRソニック L・I」の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すものであり、景品表示法に違反するものでした。

お客様をはじめとしまして、株主様、お取引先様、その他関係者の皆様に多大なるご迷惑をお掛けいたしましたこと心よりお詫び申し上げます。

命令内容にあります本件の公表につきましては、本IRサイト以外に弊社オンラインショップ、また会員様にお送りする会報誌にて行ってまいります。

措置命令の内容

- ① 消費者庁長官の承認する方法にて、一般消費者に周知徹底すること。
- ② 今後、同種の商品の取引に関し、同様の表示が行われないう、必要な措置を講じること。
- ③ 今後、同種の商品の取引に関し、同様の表示を行うことにより、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示す表示を行わないこと。

弊社の取り組みについて

弊社は、関連法令や関係省庁の指針を遵守した広告表示を行うよう社内の管理体制を強化してまいりましたが、今回の措置命令を厳粛に受け止め、広告ページの記載

内容の改善を順次行っております。また、掲載前の広告類の審査をこれまで以上に強化し、広告表示の適正化を推進するとともに、広告表示に関する社内教育を徹底していきます。

本件につきましては、弊社商品をご愛顧いただいておりますお客様、関係者の皆様にご心配お掛けしましたこと、重ねてお詫び申し上げます。今後このようなことのなきよう社員一丸となって取り組んで参りますので、引き続きのご厚情を賜りますようお願い申し上げます。

株式会社ドクターシーラボ
代表取締役 石原 智美

【本件に対するお問い合わせ先】

お問合せ窓口

0120-800-059(期間:2012年12月31日迄) 平日、土日祝ともに9:00~21:00